

秋田市電子入札システム運用基準

(物品およびその他の製造の請負)

平成23年3月29日
秋田市契約課

1. 趣旨

この運用基準は、秋田市が発注する物品およびその他の製造の請負において秋田市財務規則第112条の2に規定する電子入札の方法について必要な事項を定めるものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来通りの規程によるものとします。

2. 利用にあたって

(1) 電子証明書(認証CD)について

本システムを利用するには、入札参加者の電子証明書がシステムに登録されている必要があります。

この電子証明書は、秋田市の契約において契約の相手方となる者ごとに取得する必要があります。(支店・営業所が契約の相手方として本社から委任されている場合は、その支店・営業所ごとに取得してください。)

ただし、指名競争入札および随意契約案件に参加する場合には、電子証明書を取得する必要はありません。

(2) 電子認証局について

本システムでの電子証明書は、秋田市が発行したものを使用してください。

(3) 認証CDの管理について

認証CDの交付を受けた者は自己の責任の下に認証CDを厳正に管理し、他人にこれを開示したり、使用させたりしてはいけません。

(4) 本システムのID等について

本システムへの参加や入札に関する情報を取得する場合には、業者IDとパスワードが必要になります。

業者IDおよびパスワードは、業者登録後に秋田市から通知されます。

なお、紛失した場合は、書面により本人を確認したうえで、再交付するものとします。

3. 入札案件のお知らせ

(1) 案件について

全ての入札案件は、本システムで案内します。電子入札・紙による入札かは、本システムの中に表示します。

(2) 登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があり入札手続きを継続できない場合は、その案件を中止し、再度、案件のお知らせ等を行います。

なお、軽微な変更の場合は、秋田市ホームページ等により変更のあった旨をお知らせします。

4. システム障害時の対応

(1) 本システム側の障害の場合

入札システム用サーバー、ネットワークなどに障害が発生した場合は、入開札の延期、紙入札への移行等必要な処置を講じます。その場合は、秋田市ホームページ等で入札参加者に連絡します。

また、天災、広域的な停電、通信事業者の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札による入開札に参加できないことが判明した場合も同様とします。

(2) 応札者側の障害の場合

応札者のネットワーク、パソコンの障害により入開札に参加できない場合は、秋田市契約課で設置する端末機を使用してください。これらの障害等を想定し、予め時間に余裕を持った入札書の送信をお願いします。

また、認証CDの毀損による場合は、6の(3)によるものとします。

5. ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようウィルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策をしなければなりません。

ウィルス対策用のアプリケーションは、常に最新のパターンファイルを適用し、ウィルス感染チェックを行ってください。

入札参加者から提出された関係書類等がウィルスに感染していることが判明した場合は、秋田市は直ちに作業を中止し、当該関係書類等を提出した入札参加業者に対応を指示します。

6. 入札書等の提出について

(1) 入札書の提出

電子入札案件における入札書の提出は、本システムでの提出となります。紙による入札書の提出は認めません。

(2) 入札参加申込書の提出

公募型指名競争入札への入札参加申請に必要な書類のうち、入札参加申込書については、定められた受付締切日時までに本システムを利用し申請書類を送信してください。

(3) 認証CDが破損等で使用不可となった場合の対応

認証CDが破損等で使用不可となった場合は、入札参加申込書・入札書送付期限の2時間前までに契約課に当該認証CDを持参のうえ、申し出てください。契約課の予備の認証CDを使って入札書等を送信することが出来るよう手続きを行います。

(4) 重複送信について

ネットワークなどの障害により、入札書を重複して送信した場合は、最初に本システムに到着したものを有効とします。

7. 開札について

(1) 開札日等の設定

入札書の提出を本システムで行う場合の開札日は、原則として入札書送付期限の翌日とします。ただし、入札書送付期限が休日の前日の場合は、休日の翌日とします。

なお、随意契約案件については、見積書送付期限と同日を開札日とします。

(2) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に行います。

(3) 再度の入札について

公募型指名競争入札について、再入札書の送付期限は、原則として開札日の翌日とし、開札日は入札書送付期限の翌日とします。ただし、入札書送付期限が休日の前日の場合は、休日の翌日とします。

なお、指名競争入札および随意契約案件について、再度の入札書または見積書の送付期限およびその開札日は開札日の翌日とします。ただし、開札日の翌日が休日の場合は休日の翌日とします。

(4) くじの実施

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、原則として、電子くじを実施します。くじ引きの辞退はできません。

(5) 開札の延期

談合情報等で開札を延期する場合は、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等により、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

(6) 開札の中止

談合情報等により開札を中止する場合は、入札書を開封せずに、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等で開札を中止する旨を通知します。

(7) 入札書未提出等の扱い

指名競争入札において、入札書提出の締切日時までに入札書が本システムに未到着の参加者は辞退したものと見なします。

(8) 締切時刻について

参加申込書や入札書の締切時刻は、本システムで使用している時刻によるものとします。

(9) 入札書提出後の辞退、無効処理等

一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

ただし、本システムで入札書を提出した後、その開札までの間に入札参加者が入札辞退届（書面）により辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとします。

当該業者の入札書の無効処理は、発注者の権限で行います。

開札処理後の辞退は理由の如何にかかわらず一切認められません。

(10) 落札の通知

落札の通知は、本システムで行います。

附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。